

奈良県失語症者向け意思疎通支援者派遣事業実施要領

(目的)

第1条 この事業は、失語症者の自立と社会参加を図るため、失語症者のコミュニケーションの支援に必要な知識及び技能を有する意思疎通支援者を、失語症者に対して派遣することにより、失語症者の福祉の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要領における「失語症者」とは、次に掲げる者とする。

- (1) 言語障害をもつ身体障害者であって、身体障害者手帳を有する者とする。
ただし、医師の診断書・意見書において失語症と診断されている場合はこれに限らない。
- (2) その他、知事が認める者

(実施主体)

第3条 この事業の実施主体は、奈良県（以下「県」という。）とする。ただし、この事業の一部または全部を受託者に委託することができるものとする。

(派遣対象事項)

第4条 この事業における派遣は、次に掲げる場合において、失語症者又は失語症者とコミュニケーションを図る必要のある者及び団体等が、円滑な意思の疎通を図る上で支援が必要とする場合とする。

- (1) 県内の障害者団体や公共機関、医療機関等が主催する行事、会合等
- (2) 失語症者の日常生活上必要な外出に関する派遣。ただし次の場合を除く。
 - ア 営業活動等の経済的活動に係る場合
 - イ 政治的、宗教的活動に係る場合
 - ウ 社会通念上、本事業を利用することが適当でない場合
- (3) その他、知事が特に必要と認める場合

(派遣の利用登録)

第5条 本事業を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、あらかじめ「奈良県失語症者向け意思疎通支援者派遣利用登録申請書」（様式1）を、市町村を経由して、県に提出するものとする。ただし、緊急の場合は電

話等の方法により派遣利用登録の申出ができるものとする。この場合において、利用者は事後速やかに所定の手続きを行わなければならない。

(派遣利用登録の決定)

第6条 県は派遣利用登録の決定を行う際は、直接対面により、利用者の障害の状態と支援のニーズ等を確認し、登録が適切と認められる場合は、速やかに利用者台帳に登載するとともに、「失語症者向け意思疎通支援者派遣利用登録通知書」(様式2)を、利用者に交付する。

(派遣依頼及び決定)

第7条 派遣利用登録を決定した者(以下「利用登録者」という。)が意思疎通支援者の派遣を依頼するときは、希望日の14日前(派遣当日を含まない)までに、市町村を経由して、「失語症者向け意思疎通支援者派遣依頼書」(様式3)を県に提出しなければならない。ただし、緊急またはやむを得ない場合はこの限りではない。

2 県は利用登録者から「失語症者向け意思疎通支援者派遣依頼書」の提出があった場合、派遣内容(派遣目的、派遣時間など)の精査及び派遣可否の判断を行い、派遣にあつては、必要最小限の派遣を決定するものとする。

3 県は、派遣決定した場合、「派遣決定通知書」(様式4)により、利用登録者及び派遣する意思疎通支援者に通知するものとする。ただし、緊急またはやむを得ない事由のある場合は、この限りではない。

(意思疎通支援者の派遣)

第8条 意思疎通支援者派遣は、原則利用登録者一人に対し1名とするが、対応が困難な場合はこの限りではない。

2 利用登録者の同居家族及び2親等内の親族は、当該利用登録者の意思疎通支援者として派遣することはできない。

(意思疎通支援者の派遣時間)

第9条 派遣時間は1時間を1単位とし、派遣依頼書に記載された待ち合わせ場所から行き先までの往復の移動時間を含むものとする。

なお、意思疎通支援者の自宅から派遣依頼書に記載された待ち合わせ場所までの時間及び支援活動終了場所から、意思疎通支援者の自宅までの時間は業務外とする。

2 意思疎通支援時間数に30分未満の端数が生じたときは切捨て、30分以

上1時間未満の端数が生じたときは1時間として計算する。

3 意思疎通支援者の1日の派遣時間は、8時間を限度とする。

4 会議、講演等継続的な意思疎通支援を要する場合は必要に応じて、意思疎通支援者を複数名派遣するものとする。

(派遣対象地域)

第10条 意思疎通支援者の派遣対象地域は、原則として奈良県内とする。ただし、県が特に必要と認めた場合はこの限りでない。

(手当等の支給)

第11条 意思疎通支援者派遣手当及び交通費は、別表に定める基準により計上する。

2 上記の派遣手当及び往復交通費の請求は、意思疎通支援者が翌月10日までに当月分の実績を「失語症者向け意思疎通支援者活動報告書」(様式5)により、県へ請求するものとする。

3 県は、前項の規定により請求を受けたときは内容を審査し、請求を受けた当月の末日に支給する。

(利用登録者の費用負担)

第12条 利用登録者の費用負担はなしとするが、次の号のいずれかに該当する費用については、利用登録者が意思疎通支援者に支払うこととする。

(1) 業務中に発生する費用(移動にかかる交通費、施設利用料等)については、意思疎通支援者に係る分を含め利用登録者の負担とする。

(2) 利用登録者の身体的理由等で県が認めた場合に限り、意思疎通支援者の自家用車への同乗を認めることとするが、その場合、別表に定める燃料費及び駐車料金等の実費については、利用登録者の負担とする。

(派遣利用登録の取消)

第13条 県は、利用登録者が次の各号のいずれかに該当する場合には、派遣登録の決定を取り消すことができる。

(1) 要領に反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段で派遣の決定を受けたとき。

(3) その他、県が派遣を不相当と認めたとき。

(遵守事項)

第 14 条 意思疎通支援者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1)業務中は、「奈良県失語症者向け意思疎通支援者証」を常に携行すること。
- (2)失語症者等の人権を尊重し、かつ業務にあたって知り得た情報を漏らさないこと。

(監査等)

第 15 条 県は必要があると認めるときは、受託者に対し、事業内容を調査し、書類の提出を求めることができる。

(関係機関との連携)

第 16 条 県は、本事業実施に当たり、事業を円滑に実施し、かつ、事業の広報及び普及のため、各市町村等と密接に連携・協力するものとする。

(その他)

第 17 条 その他、本事業に必要な事項については、別に定める。

附 則

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 1 2 月 5 日から施行する。

別表

区 分	金 額	備 考
意思疎通支援に対する手当	1時間あたり 1,500 円	待ち合わせ時間から用務終了時間まで ※手当について、実施状況に応じ、年度途中で改正する場合もある。
意思疎通支援に対する交通費	<ul style="list-style-type: none"> ・意思疎通支援者の自宅から派遣依頼書に記載された待ち合わせ場所までの交通費及び支援活動終了場所から、意思疎通支援者の自宅までの交通費については、2,000円を限度として実費を支給する。 ・自家用車を使用した場合は1キロメートルあたり20円を支給するものとする。 	